

Title	続保証保険の研究：中小漁業融資保証保険の改善策
Sub Title	Fishing Industry and Insurance in Japan, second series
Author	庭田,範秋(Niwata, Noriaki)
Publisher	
Publication year	1970
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.13, No.3 (1970. 8) ,p.25- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19700830-04050175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

続保証保険の研究

—中小漁業融資保証保険の改善策—

庭 田 範 秋

- 一 保証保険の保険性
- 二 中小漁業融資保証保険の問題点とその解決方向 (1)
- 三 " " (2)
- 四 " " (3)
- 五 中小漁業融資保証保険の企業形態をめぐる問題

保証保険と保険とは異なるものと説き、保証保険の損害保険性を否定する見解は必ずしも無くはない。かかる主張を成さしめる根拠は、実は保証保険の、保険としても著しい特色の存することによるのであり、この点がまた保証保険を保険として成さしめることを遅らせ、その順調なる発展を困難にしたのである。いま中小漁業融資保証保険の改善を考えるについて、再度その保険性否定論ならびに保険性肯定論をそれぞれ検討してみることは意義ある努力となろう。

(注¹) 商法第629条では、損害保険契約は偶然の事故を要件としているが、保証保険契約は債務者たる保険契約者の債務不履行によって生ずる損害を填補することを約するものにして、ここでの保険契約のごとく偶然の事故ということはできないので、この条文に反するとする。

(注1) 商法第629条〔定義〕 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

(注2)
次いで商法第641条では、損害保険契約において、保険契約者の故意または重大なる過失によって生じた損害については保険者はこれを填補する責任はないものとしており、保証保険は債務者たる保険契約者の行為によって生ずる一切の損害に対して、保険者は給付すべき責任を負うものであって、よってこの条文に反するとする。

(注3)
さらに商法第647条は、損害保険契約について、第三者を被保険者とすることはむしろ例外的な場合として規定しており、また第三者を被保険者とする場合には、通常は保険契約者と被保険者との間には利害の一致を見るのであるが、しかし保証保険では、第三者従って債権者が被保険者となり、必然的に第三者のためにする保険契約となって、かつまたこの場合にあっては保険契約者と被保険者との間には利害の一致を見るものではないとする。

このような否定説に対して、保証保険も保険契約者に将来自己の損害として帰すべき可能性に対する経済的不安定を除去し軽減するものであって、経済的保障を達成する保険制度そのものと解するのを妥当とする見解は強い。まずその第一として、商法第629条が保険契約は偶然の事故を要件とするとあるが、ここにいう偶然の事故とは、その保険契約の締結の時点において、事故の発生が不確定であることを意味するものであり、その保険事故が保険契約者の行為にかかるか否かを問うものではないとする。つまり法ではかくのごとく保険事故を解釈できるからこそ、もし保険契約者がみずから保険事故を引き起こした場合には、保険者は保険金の支払を公序良俗に反するものとして拒むことを商法第641条が認めたものであると解されるからである。

次いで商法第641条が保険者に責任の免除を認めたのは、保険者に責任を負わせることが信義則または公序良俗に反するからであり、その反面において、

(注2) 商法第641条〔同前——保険者の法定免責事由(筆者注)〕保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

(注3) 商法第647条〔他人のためにする保険——保険料支払義務〕保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ

保険契約者が不利益を受けるにすぎない。従って保証保険の場合にあっては、損害の填補の利益を受ける者は被保険者たる債権者であり、保険者がこの者に対して保険金を支払うことは、なんら信義則あるいは公序良俗に反するものではないとなる。

さらに商法第647条で損害保険が第三者のためにする保険契約を必然的な要素としていることは事実であるが、よしんばそれが必然的に結び付く内容を持った契約であったとしても、それが損害保険契約であることを否定することはできない。また保険契約者と被保険者の利益の一一致についても同じことがいえるというのである。

そして最後にこれらの理由からして保証保険が保険でないということはできない上に、さらに積極的に、保証保険の場合にあっても保険契約者は将来の不確定な自己の行為によって債権者に損害を蒙らせ、その結果の損害を填補することによって生ずる経済的不安定を除去し、軽減するために保険契約を締結するものにして、これすなわち経済的保障を確立するとの保険制度そのものの目的を保証保険もまた有するものであるとなり、ここに保証保険の保険と損害保険との性格を確認するわけである。

保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合において、主たる債務者以外のものがその債務を履行することを、債権者に対して約束することである。そして保障とは、現在または将来における一定の状態あるいは地位を保持しているものに対し、これを侵害されないように保護し保全することである。また補償とは、損害または損失、費用、代価などをつぐなうことである。この保証には一部保証と全部保証、個別保証と根保証、大口または中口と小口保証、斡旋保証と金融機関経由保証などの分類がなされる。これら保障や補償と相違する保証の各内容の分類に応じて各様の保証保険が形成しうるわけである。ところで現在問題としている中小漁業融資保証保険なる制度の構造を分析してみると次のとくに解しえよう。

漁業信用基金協会——会員

(保険者) (被保険者) この関係は一つの保険関係

漁業信用基金協会——中小漁業融資保証保険特別会計（国）

(被保険者) (保険者)

(元受保険者) (再保険者) この関係は一つの再保険関係（＝保険の原理や技術を利用しての国による漁業援助・保護または救済政策）

—

「中小漁業融資保証保険制度は、発足以来 15 年を経過し、この間 2 回にわたる法改正および保証倍率の引上げ、保険料率の引下げ等により、逐次制度内容の改善に努めてきたが、農業信用保証保険制度等他制度に比して会員たる中小漁業者の実質金利負担は、保証料および出資金を含めるとなお大きい。

しかしながら、今回漁業近代化資金融通制度が創設されたことに伴い、中小漁業者による本制度の利用度は今後ますます高まるものとみられる。そこでこの際、^(注4) 本制度を体系的総合的に再検討し、その一層の充実を図る。

保証保険業務の強化・拡充を推進しながら、本制度の弾力的運営を図り、信用補完制度としての目的達成と漁業信用基金協会経営の安定・確立に資するよう、ここに本制度の改正につき研究を行なうわけであるが、“本制度の安定と発展→保証保険による漁民の経済的保障強化→漁民ならびに漁業の保護・救済と強化・発展”としての方向を追求するわけである。元来保険においては、その保険の実施を担当し業務を処理する保険企業（民営であれ、国営であれ、また組合経営であれ）の規模拡大と事業量集積そのものをもって、提供する経済的保障の確実性の達成とする思考が盛んにして、このことが契約者への大きなサービスを意味するとしている。よって本制度においても事業量の集積と事業規模の拡大をまず専一とすべきであるとの考えも十分に肯けるところであり、

(注4) 「中小漁業融資保証保険制度問題研究会開催要領」の「一趣旨」（昭和 45 年 7 月 10 日）。

まずみずから経済的保障が十分でなくして他を完全に保障し、さらに続く他を保証しえようかというわけである。ただ制度の合理的改善と本来の趣旨にもとるところなくこれを行なうと努めるのが本義とされるのである。

(1) 制度の目的と会員資格

「この法律は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、且つ、その保証につき政府が保険を行なう制度を確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的とする。」^(注5)

本保証保険制度の基本的性格は、一般の金融ベースの単なる補完としてではなく、経済的に強固でない中小漁業者を集合して、その保護育成を図る経済政策を実施するものでなければならない。ここに本制度の改善は、保険としの合理性を尊重しながら、経済政策の一環としての漁業ならびに漁民政策を達成するものでなければならない。ただし、経済ならびに時代の進歩と向上の事実のうちにあっては、ただ単に中小または零細漁業と漁民の救済という点にのみ拘泥してはなるまい。たとえば本来低所得者階層または労働者階級を対象として発足せしめられた簡易保険にして、しかもその最近の改善策については、最低生活者に対する社会保障の補完の役割はそれとして尊重し、存続させるとしながらも、他方それ以上の大衆生活者の自由意志に応じて、その生活保障の役割をも果たさせるのを方向として確認せんとした事実は、このわが国経済の高度成長下にあって、およそ経済的保障のための保険制度の一切が、活動対象の水

(注5) 中小漁業融資保証法(目的) 第1条。

(注6) 「中小所得者を対象とし、民保がその経営政策上、手の及び得ない小額保険を、国が低料金かつ簡易な手続きで提供する」というのが簡易保険の創設の趣旨であり、社会政策的使命といわれるところのものである。これに対して昭和43年3月26日、郵政審議会「特色ある簡易保険とするための方策に関する」答申において、簡易保険が民間事業と対等の基盤の上にたつ……との内容等々からして、その低所得者対象の保険を脱却し、公社組織に改めて活発な活動を志すのを是とする見解を示している。また最近郵政事業(郵便、貯金、保険)の公社化を郵政審議会が主張するについて、その目的として、(1)経営の自主性の確立、(2)高い能率の發揮、(3)サービスの向上、(4)需要の変動に即応、(5)健全経営への努力の達成に役立つ有力な契機を提供するというのである。

準をアップさせる必要にせまられていることを立証する。低所得者・低生活者の保険のみでは、簡易保険は発展を期しえなかつたのであり、保険として発展のないところには、経済的保障なる機能の十分なる發揮の望めないことは既述のごとくである。

さらに簡易保険の改善努力をめぐって注意すべきことは、公社化案に含まれてかかる方向がうち出されたことであり、ここでの公社化の主要目的は高い能率の發揮にあつたのである。保険をめぐる経営の健全化への努力としての公社化案については、さほど問題にはならなかつたのであるが別の一例として、社会保障の一環にして勤労者保険とされる医療保険について、特殊法人により彈力的な管理運営という案が生じたこともあり、この特殊法人すなわち公社を意味するところであつて、^(注7)“保険の活動対象の水準アップ→公社化による民営的要素の導入→保険の発達による国民福祉の増進”と筋が追われている。

近時における漁船大型化、諸設備の整備ならびに強化充実、さらには漁業企業の合併等の促進により、規定屯数を越えることによって会員資格を喪失するものが生じてきたので、このため会員資格の上限を引き上げる必要がある。中小漁業に主力を置きながらも、中小漁業の概念を拡大し、さらに積極的に大規模あるいは中堅漁業をも包含して、保険団体の拡大と優良契約獲得の方向で、保険の発展と強化に努める。そしてこれがまた零細漁民救済の本旨をも達成させる現段階の方途である。具体的には、現行水協法の改正が検討されているのに合わせて、会員資格引き上げを図ることになる。

本保証保険は、漁業に関する保険であるとともに保証保険でもあるので、いわゆる保険の限界の近接地点にあり、保険事故の統計的な確率が分明でなく、また中小ならびに零細漁民の保険であることからしても、これまた保険としての成立に多大の支障をきたすわけである。かかる時に保険の原理と技術を通じて政府が援助をなす制度とも解され、政府の資金をもって保険の基礎を強化し、

(注7) 自民党「国民医療対策大綱」に提案された公社制論。資金の全部を政府の出資としている。非営利の特殊法人案であるが、公社—事業団—公団とかいう特殊法人による保険としては、資金の一部を政府の出資、他の部分を民間より募る方が保険にはじむ制度となろうとの見解もある。

またかくて形成せられる保険資金の運用益を本制度に注入することによって、保険料ひいては保険料の引き下げや低価維持を可能たらしめてもらっている。かかる本制度の構造的特色を考えるに、一面ではその保険性と他面での政策性のそれぞれの均等なる重視は必要である。とはいえ、この両者が相反的関係にあると理解する国民経済の発展水準は今や越えられつつある。

(2) 出資金制度

本制度では、基金協会はその会員である中小漁業者の出資と地方公共団体の出資を基金として設立され、会員が金融機関からの融資を受けるに際してその保証を行なう制度として仕組まれている。この点たとえば中小企業信用保証制度では、金融機関および地方公共団体の出捐による基金で設立された保証協会が、中小企業者の金融機関からの融資の保証を行なうのとは相違する。

ところで本制度のかかる出資金制度は、零細漁民に本制度活用の機会を少なくてする。また中小企業信用保証制度には被保証人に出資が求められていないことに対して、本制度の出資方式は制度的格差を生じている。そして保証倍率の引き上げならびに保険料率と保証料率の引き下げ等により、本制度の会員の金利負担は逐次軽減されてきたが、なお会員の出資金負担を考慮すると、実質金利はかなり高いといえる。そして現実に資金不足の傾向があるので、地方公共団体の出資促進を通じて、現行付保率維持ならびに引き上げを考え、さらに金融機関も本制度によって税法上、債権保全上、預託金の呼び水=受入れ、一部旧債の整理、融資の拡大等々として恩恵を受けるのであるから、さらに金融機関の出捐を強化する必要性が認められ、これに続けて、本制度の政策性にかんがみて国が出資その他で助成すべきであると主張できる。

ここに金融機関に対する一部負担としての正統なる負担の義務付け、近代化資金制度の成立による系統金融との結合の強化、漁協出資の拡大とその活用を図るなどの努力が払われるべきである。

具体的には金融機関を会員として協会に加入させ、会員である漁業者等に対する会員である金融機関からの融資を協会が保証する制度に改めるのが一法である。これは会員が会員に融資するのを保証することである。従来概して金融

機関は本制度を利用して受益する面のみが著しかったが、これは第三者のめたにする保険としての保証保険の基本的性格からでもあったわけで、ここに金融機関に対し受益者負担論・受益者協力論および相互扶助と相互発展論なる経済主張が適用されても意義なきところではあるまい。だからといっておつきあい出資や一口出資では実質的意味がない。やはり相当量でなければなるまい。この場合まず代弁額に応じて出資という方法であるが、これだと出資するものの立場としては、被害を出さずにすんだ分に対しあつ応じて意味はあるも、経営的には不良なものに対しあつ応じてで、いかにも意味を成さないことになる。他方保証残高に応じて出資するという方法は、出資するものの利益と直接的には繋がらないが、間接的にはやはり連繋を認められ、また経営的努力に応じて出資を受けることになって、より合理性が強いとされるであろう〔補注1・2・3・4・5〕。

補注1 本制度を金融機関が利用することについての反対給付は、金を貸すことそのことと主張したら、これは保証保険の第三者のためにするという文言を見逃すことになる。実際金融機関は保証付きを歓迎しているし、物的担保を取るよりも保証の方が有利であろう。そして協会は確かに銀行に代って担保の処分を行ない、そのことで苦しんでいる。

補注2 金融機関からの出資を保証残高に応じてとすると、保証残高が変動するという障害に当面する可能性はある。また金融機関が保証付き融資を回避する傾向は現われるであろう。金融機関に出資を仰ぐことによって協会運営の自主性を損ない、強力な支配や参与を受けるのではないかという心配に対しては、適正な出資額という基準を設定する方法とともに、保険相互会社組織を検討し、'利用してよいのではないか。つまり出資を、株金ではなくて基金として性格付ける方式である。

補注3 少なくも農林漁業系統金融機関では、一般の金融機関のようなおつきあい出資や一口出資の論では、相当量の出資回避をすることはできないであろう。本来系統金融機関は農林漁業とその存立の基盤を同じくして、運命連帶的関係にあるからで、この意味で本制度に対してもいわゆる他人ではない。

補注4 系統金融機関、地銀が出資することはあるとしても、その他の金融機関が積極的な姿勢を示すかどうかに疑問がある。また各種の金融機関が、本制度一つにうちつれて総合的に参加してくるかどうかにも問題はある。

補注5 金融機関を会員とせず、代弁額または保証残高に対する一定割合を協会に負担金として拠出させる方式もあるが、これだと一段と本制度の資金を集めるのは因

難となろう。

保険原理と技術に基づき、準備金＝資金の強化を図ることが根本的に大切であり、そのためには“保険料の引き上げ——保証料の引き上げ”または“保険料の据置——保証料の据置と保険量の増大ならびに保険種類の増加”が図られなくてはならない。これらのこと達成するには、企業経営の原理と技術に徹し、保険の原理と技術を貫徹するのにより向いている民営または公社化の方式につき一考する余地はある。後述するところではあるが、保険は国営よりは民営においてその機能を發揮し、制度として発展するところが多かった〔補注6・7〕。

補注6 本制度で資金の不足による経営危機＝保険の破壊が発生したらば金を出すという論理は、いかにも政策ベースの考え方であろう。つまり産業保護、漁民保護の発想である。政府が大規模に金を出し、続いて金融機関も出すというためには、まず本制度の危機の到来をまたねばならない。しかし保険としては危機の到来をまつという思想は全然ない。保険は順調な発展が止った時ですらすでに保険的危機と認めるのである。よって危機到来・保険破綻即政府出資・金融機関出資は、どこまでも政策的思考からのみで、本制度の保険的思考の一面を忘却しているといえる。現に社会保険——健康保険において、危機到来即ち保険財政の破綻を生じた時に及んでは、大々的な抜本改正をまつ以外、ほとんど再建の方途はなくなりており、これは社会問題化している。

補注7 出資による本制度への財政的テコ入れと同時平行的な保険原理の導入は、不可分の関係にある。しかも保険としての基盤強化と政策目的の遂行ともまた不可分の関係にある。最近の各種の政策的保険、社会保険各種・簡易保険・自賠責保険等々の改善策は、ことごとくといってよいほど保険性の重視を述べており、それとの関連において國による財政的なテコ入れ論である。

三

(3) 保証対象資金の範囲拡大と付保関係

保証保険自体を政策とするとの見解は、経済政策の一種としての漁業・漁民政策を消極的に把握したものであり、本制度に対する国家の助力・援助と本制度自体の強化・発展を策するのは積極的なるものと位置付けられよう。そして

その積極的政策の中にあって、保証対象資金の範囲拡大はきわめて重要な部分を成すと認められる。

本制度は運転資金の保証を中心として成立せしも、その後は設備資金の比重が増大しつつあることから、保険設計を中心・長期のそれに即応させるところの中・長期保証保険が考えられてよい。また負債整理資金について、経営不振の漁業経営の再建対策として、各種の借入金等を長期の貸付金に整理し、安定化を図る必要があり、また負債整理資金としての性質上、非合理な高利債のみでなく、一部金融機関の救済をも含むことのありうるようにすることが望まれ、中小漁業企業最大の問題点である自己資金不足とその深刻化傾向に即応する努力が望まれて、効果的とみられる場合は保証の対象となりうるように改める。これらは例外規定方式、特認事項方式で対応する。負債整理資金の保証保険の別制度化または弱体保険方式であり、最終的には国家の救済・保証制度と関連付けられたらまことに好ましい。

住宅資金、土地購入資金、耐久消費財購入資金、冠婚葬祭資金等の生活資金へも保証を及ぼすことが考えられてよい。この場合任意保険の方式で、場合によつては生命保険的要素をも加味させる。消費者信用生命保険とか割賦販売代金保険とかの保険方式が応用されえよう。かかる保険は従来の保証保険とは危険の性質が明白に相違するから別途の保険として仕組まれるべきである〔補注8・9〕。

補注8 生活資金の保証保険においても、漁業における運転資金や設備資金の保証保険と資金の共通利用という意味で一本化実施はありうる。

補注9 各種の借入金等を長期の貸付金に整理し、また負債整理資金としての性質上、非合理的な高利債と一部金融機関の旧債を含むことが保証対象資金にありうるとするならば、これはバッド・リスクにして、すでに事故発生したもののも保証保険に取り入れることになり、保険理論としてはありえないことであるが、政策理論としては逆に強く要望されるところであろう。

保険企業の経営における実例が本制度にも援用せられる。すなわち保険企業は各種の保険をそれぞれ形成して、できるだけ多くの種類の保険を取り扱おうとするが、それはある種の保険において赤字が発生しても、他の保険の黒字に

おいてこれを補填しようと考えるからである。今の場合生活資金の保証保険は明らかに黒字に連結する保険であり、ここで保険として収支のバランスを好調に保ちながら、経営安定化資金の保証保険では政策的要素を保持しようとするわけである〔補注10〕。

補注10 本制度に対し国、地方公共団体、系統金融機関、地銀、その他の金融機関などの出資金制度を始め他の方途でも援助と協力が渋滞したならば、保険としてその存続を維持する必要上、生活資金の保証保険や生命保険等に主力が移行して、民営・民間保険色のみがあまりに強調されてしまう結果となろう。

付保関係として、包括付保制度を制度成立以来実施しているが、現在では各協会の保証審査能力も向上し、小額の保証については保険を必ずしも必要としないことから、一部を選択付保としてもよいとされる。これは小口つまり金額の小ならびに事故率の低い漁業種類について行なう。また生活資金のそれが発足させられた時には、それについても行なうとよい。そして基金協会の危険負担部分を拡大する。つまり被保険者の選択権が強化されるので、事故に対する負担割合が高まって、被保証者の段階での逆選択は減少する〔補注11〕。

補注11 選択付保制では、協会の段階での逆選択にはなり、協会には一応有利に作用する。

各協会ごとに付保するかしないかを選択する。^(注8) 包括選択付保方式とでも名付けようか。これは再保険における包括的再保険、義務再保険、継続再保険、一般再保険としての性格を有するものであり、しかも選択されたあとでは包括されて付保されるのであるから全部再保険でもあるわけである〔補注12・13・14・15〕。

補注12 個々的再保険——包括的再保険、隨時再保険——継続再保険、任意再保険——義務再保険、個別(特別)再保険——一般再保険、一部再保険——全部再保険。

補注13 特約再保険としての比例再保険、超過額再保険、比例超過額再保険、超過損害再保険(これはさらに超過大損害再保険、年超過損害再保険(これは総超過損害再保険))等々を、それぞれ検討する要あり。

補注14 再保険において一般再保険にして義務再保険にあって、比例再保険を検討する

(注8) 特定の種類の保険に限り、また所定の保険契約額に限り、各協会ごとにこれらを付保するかどうかを選択する。各契約一件ごとにでなく。

に、危険のすべてがただ一様に一定比率だけ少なくなるだけで、真正の再保険といえようかという元受保険者よりの批判がある。これに対し、もしその比率にして相当に高い時には、元受保険者の危険選択がルーズになって、再保険者にまでその被害が及ぶとの再保険者の云い分もあるわけである。原則として比例再保険は、再保険者に有利に作用し、超過額再保険は元受保険者に有利に働く。超過損害再保険を本制度においては大いに研究すべきであろう。

補注15 総じて再保険の強制・義務制は、危険および再保険者の選択の自由ならびに再保険者の創意と経験の活用を抑制し、または縮小せしめる。このことは国営再保険における管理上の矛盾としてしばしば現われる。比例再保険によれば、しかしながら元受保険者間の相互の救済（本制度の場合では経営不振・不良協会の救済）は相当程度達成できる。もし本制度に保険ビジネスの原理を強化し、民営的なものに近づけようとするならば、比例再保険には問題があろう。現に自賠責保険における比例再保険にはしばしば批判が及んでいる。

(4) 保証倍率

被保証人の負担軽減を図るため、漸次倍率の引き上げを本制度は実施してきたが、一件当たり保証額も次第に多額化してきている。従ってよし七割付保がなされいても、事故発生時における協会の負担額は拡大する傾向にある。

(出資増加) × (保証倍率引き上げ) → 危険の増大

かかる傾向に対しては、保険の危険同価性・等価性の原理よりして対策が立てられる。まず協会の基金額または事故率等により規準を設けて倍率を規制する。このためには特別会計の基金の資金運用部以外への運用が可能となるような措置も求められよう。続いて融資最高限度を設定したり、倍率の遞減化または保証さるべき資金の種類に応じての格差の設定も有効である。別の対策としては“全体としての倍率”的励行が考えられる。しかしここでとくに考慮すべきは、危険の増大を防ぐために出資を制限するかまたは逆に出資を強化するかの論の登場である。出資制限論は、根本的な保険資金強化論に反することにな

(注9) 保険金額の均等な危険によって危険団体が形成されている場合、そこに危険の等価性がみられるとされる。再保険による保険金額の平均化は、危険の等価性を実現するために行なわれるのである。しかし本制度のような比例再保険では、ほとんどの実は上げえない。

り、出資促進論は巨大危険の引き受けとして保険経営に反するわけである。結局倍率引き上げは漁業と漁民の保護育成という政策的目的に基づいて推進される要素が強いから、その分だけ国家の出資を求めるわけである。あるいは再々保険なる制度が一考されてよい。

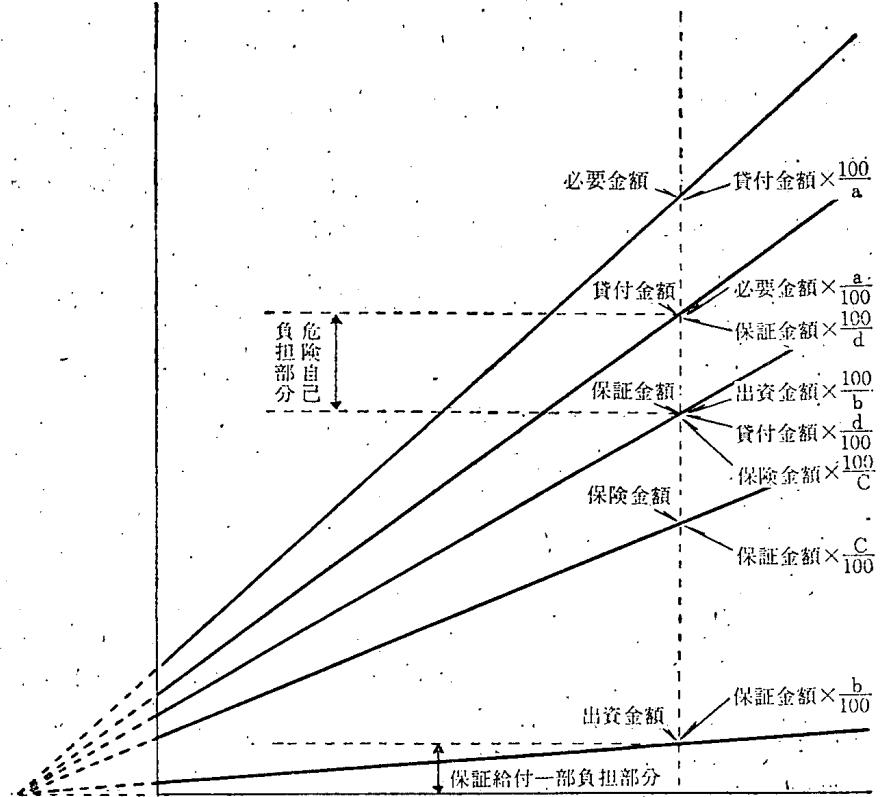
ここに次の二つの思考方法がある。

適正倍率論 = 出資 → 財源 → 倍率算出

実行倍率論 = 出資 → 倍率 → 財源問題

前者がより保険的であり、後者が政策的である。制度の永続と発展を願うならば、前者をシンにして、後者の方針を加味すべきであろう【補注16】。

補注16



(5) 基金協会への低利融資制度

協会に対して代位弁済資金その他基金造成資金の低利融資制度を考える必要がある。これは代位弁済発生による出資金の運用益の減少による協会経営への圧迫を防ぐための低利資金の貸付制度である。そして事故発生時の代位弁済額に応ずる低利資金の貸付制度となる。出資金の増加は、地方財政、漁業経営体

数、規模等によって制限があり、とくに会員が限定される協会では増大は困難である。また事業規模の拡大は、保証料総額から保険料総額を差し引いたところの事業収益の増大となるが、反面倍率が引き上げられた結果、出資金の担保としての価値は減少し、事故発生時の協会の負担額は増大して、経営に対する圧迫となる。協会および会員の負担と責任のみによる経営の長期安定化には限界があり、ここで国の特定の政策に即応して実施される特別な本保証制度の推進のための特別貸付を求めるのである。すなわち国その他の助成措置を必要とする。

金融機関に資金を預託することによって、協会保証付融資の促進を図り、また一時に多額の代位弁済資金を必要とする場合の資金として国の資金を協会に低利で貸付けることのできる制度の創設、そしてこれによって中小漁業者に対する融資の増大と資金の運用益による保証料の引き下げを通じての負担軽減を図り、合わせて協会経営の安定に資するのがここでの低利融資制度である。

協会経営が基金の運用益に多く依存していることは事実にして、よって多額の資金を支払の準備として常に手許に確保しておくことは協会経営に対する圧迫となる。ここに代位弁済発生にともない、低利にして短期の融資を求める要望がでてくる。他方経営上の諸経費は年々増大して、これがまた基金の運用益による協会経営を困難にと追い込んでいる。ここに至って思い起こされることは、およそ保険企業・損害保険企業においては、営業損益尻と資産収支尻とを合わせたところの純損益計算において、資本金の増加と内部留保の充実にともなって資産勘定の利益が著増しつつあることが一般的にして正常なる状態と目せられているが、本制度はこの傾向に必ずしも則っていない。これは保証料の下げすぎ、内部留保の蓄積の軽視、諸準備金積み立ての不足等によるものであり、^(注10) 保険経営としてはまことに好ましくない。

(注10) 今田益三稿「損害保険事業の利潤測定方法——保険事業における適正利潤率問題に関する——」(保険学雑誌第438号、昭和42年9月、日本保険学会) 119頁
「最近10年間について見た場合、投資収益は営業損失を埋め株主配当を賄い、尚余りあり、剩余積立金の成長に貢献している。」

鈴木謙一著「損害保険企業の経営」(損害保険講義録 第8集、1966年4月、損害保→

四

(6) 準備金問題

保証額に対する妥当な準備金の算定方式を検討し、内部留保を強化して制度の基盤を強靱にする要あり。つまり制度の拡大に対する資金の蓄積を即応させるために、発生した剩余金はただ保証料引き下げの方途にのみ用いずに、むしろ責任準備金制度を制定し、さらに異常危険準備金の創設へも及ぶべきである。超異常危険の発生対策としては、これが救済を国家に求めるることは止むをえない。経理基準の設定と改正が準備金問題と対応して研究される要がある〔補注17・18・19〕。

超異常危険→特別会計を用いず、国の災害対策

異常危険→国の補償（従来）

→保険者（今後）

普通危険→保険者

補注17 「新損害保険実務講座 第2巻 損害保険経営」における鈴木謙一稿「経営分析」

（險事業研究所）74頁「損害保険企業の収益の基本は保険料収入のみではなく、その資産運用による収益が重要である。……まずその資産収益の絶対額の大きいことが、経営分析ないし経営比較の基準となる。」7頁「株主配当と事業費とを資産収益によって賄うことができるとすれば、保険料率は当然引き下げる。」

長崎正造著「損害保険」（高宮晋・稻葉秀三監修〈日本の産業〉シリーズ21、1967年3月再版第4刷、有斐閣）81頁。

最近9ヵ年の営業・資産別損益内訳

（単位 億円）

年 度	営業損益	資産損益	純損益
1954	20	22	42
1955	15	32	46
1956	—	54	54
1957	6	58	65
1958	5	70	75
1959	△6	81	76
1960	△35	114	79
1961	△71	161	91
1962	△31	134	103

(注) △印は損失を表す。

(昭和40年8月、有斐閣) 156頁「責任準備金を正味保険料で除し、その商が100%以上ならばいちらうその損害保険企業の担保力は十分であるとされている。この積立率ははたして何を意味するかといえば、契約者に対する準備金としての保険者の責任準備金の額が、その保険者の引受責任額を反映する正味保険料に比較しどの程度の倍率を示すかということである。すなわち積立率が100%であることは、保険者の引受責任の最低限度に見合う準備金が積み立てられているということである。したがってかりにこの率が200%であるとすれば、その保険者の担保力は十分であるとされている。」

157頁「わが国においては責任準備金は二種類の準備金、すなわち収支残高または未経過保険料準備金と異常危険準備金との合計であって、……」。

坂井幸二郎稿「担保力増強と異常危険準備金」(「共済と保険」昭和43年7月、通巻110号、共済保険研究会) 8頁「たとえば責任準備金プラス自己資本の正味収入保険料に対する割合は、東京海上177.1%，上位4社平均173%，中堅11社117%という開きであり、総資産の額ではアメリカはわが国の25.2倍、イギリス3.2倍、西ドイツ1.6倍であり、昭和9~11年平均の責準プラス自己資本対正味収保の割合は305.2%であったものが、41年度で139.9%にすぎない。」

補注18 前掲長崎正造著「損害保険」118頁「保険会社は、保険事業の種類ごとにその年度に収入した正味保険料の2%（船舶保険では3%）以上を異常危険準備金として毎年積立て、正味保険料の100%（船舶保険では160%）に達するまでこれを続けて行かなければならない。」

補注19 「日本経済新聞 昭和45年3月13日」

損保13社の3月期業績									
	増収率	損害率	事業費率	I B N R積立	責任準備金積立率	事業損失	運用資産利回	増益率	長期総合保険
東海上	17.7	56.0	23.7	3200 (100)	103.5 105.9	4897 4148	8.21 8.09	13.0 13.7	4572
	26.2	52.1	24.0						—
安田火	31.7	48.3	26.2	2078	89.8	2842	7.11	5.1	5284
	28.4	48.0	28.3	(不明)	95.1	1233	6.91	17.1	—
大正海	29.2	50.2	26.9	1202	95.3	1656	7.39	12.6	2556
	27.8	50.7	29.3	(100)	99.9	1102	7.22	11.0	—
住友海	24.9	45.9	29.2	983	122.3	556	7.41	11.2	3056
	21.5	44.5	31.0	(100)	130.5	95	7.27	35.7	—
日本火	29.7	47.5	30.1	1470 (100)	94.8 100.4	1558 524	7.34 7.22	11.2 53.7	4078 1005
	21.5	48.2	32.0						
日動火	23.7	45.8	36.9	974	92.8	1368	6.38	10.9	2506
	22.3	43.5	38.7	(100)	98.9	669	6.17	17.9	496
千代火	26.3	50.8	29.1	670	79.8	1661	6.84	35.7	2257
	30.0	53.5	30.2	(25)	80.7	931	6.62	25.5	199
同和火	28.3	54.2	30.4	400	94.7	1688	6.64	0.9	2255
	19.8	53.1	32.8	(25)	93.7	793	6.20	14.7	256

日産火	19.8 24.0	57.6 54.3	31.4 32.2	534 (25)	88.7 89.0	1892 882	7.00 7.00	▲0.9 13.2	1210 97
興亜火	16.8 14.1	38.2 40.6	35.4 35.4	605 (44)	93.5 94.0	880 442	6.62 6.37	0.6 23.2	3170 879
富士火	35.3 32.4	42.0 40.4	38.3 41.4	600 (40)	71.2 79.3	1023 725	7.07 7.03	35.7 53.9	2781 295
大東京	25.9 19.5	47.2 45.2	35.6 38.5	855 (100)	88.5 92.5	1412 254	7.26 7.01	0.5 11.2	2520 792
日新火	26.5 26.1	50.0 49.1	32.8 34.8	250 (25)	80.9 80.3	908 470	6.61 6.26	▲2.1 35.1	1785 116

(注) 上段44年度、下段43年度、単位%、百万円、▲は減益率、IBNRは上段百万円、下段充足率%，長期総合保険の一はまだ手掛けていなかったもの。

IBNR incurred but not reported.すでに保険金の支払いが必要な事故が発生しているが、会社に連絡されていないもの。これは自動車の人身事故について起こるケースが大半。最近の自動車保険の増大とともにこのような未報告の損害（損保各社にとって）が急増している。本来事故が発生した年の収入から保険金が支払われるべきなのに、これまで翌年度の自動車保険料収入の伸びによって補われてきた。

86条準備金・財産の評価替えまたは売却による利益が、それによる損失を上回る場合、差額を準備金として積み立てるもの。これまで原則としてこれを他に流用することが認められなかつたが、今回の統一経理基準では本来86条準備金に積み立てるべきもの、およびそれを取りくずしてIBNRを積むことを認めている。

(7) 保証料と保険料問題

危険に対応させて保証料——保険料を設定する必要がある。漁業種類別、地域別ならびに資金使途別に個別保険料率を定め、平均保険料を修正する。^(注11)ただし細分化しすぎない程度で複数保険料率を定めるべく配慮の要はある。危険同質性の原理=危険等質性の原理と危険等級制度を一体的に実施し、この間で料率の割増しや割引を実施する。この間危険の混合により、危険度の高い漁業、地域ならびに資金使途にしてこれを有利になるよう扱うことが政策目的にかなうならば、しがるべく配慮する。

保証料——保険料と保険期間の問題を対応させて保険予算の適正化を達成すべきである。保険期間の長期化ならびに契約数の増加の傾向下における各年度別引受危険料は必ず増大するわけであるから、保険予算を計算する場合、すなわち各年度始めに保険計画を立案する際には、その年度内で引き受ける危険量の増加に対応する保証料——保険料もそれだけ多額に見込んでおかなければ

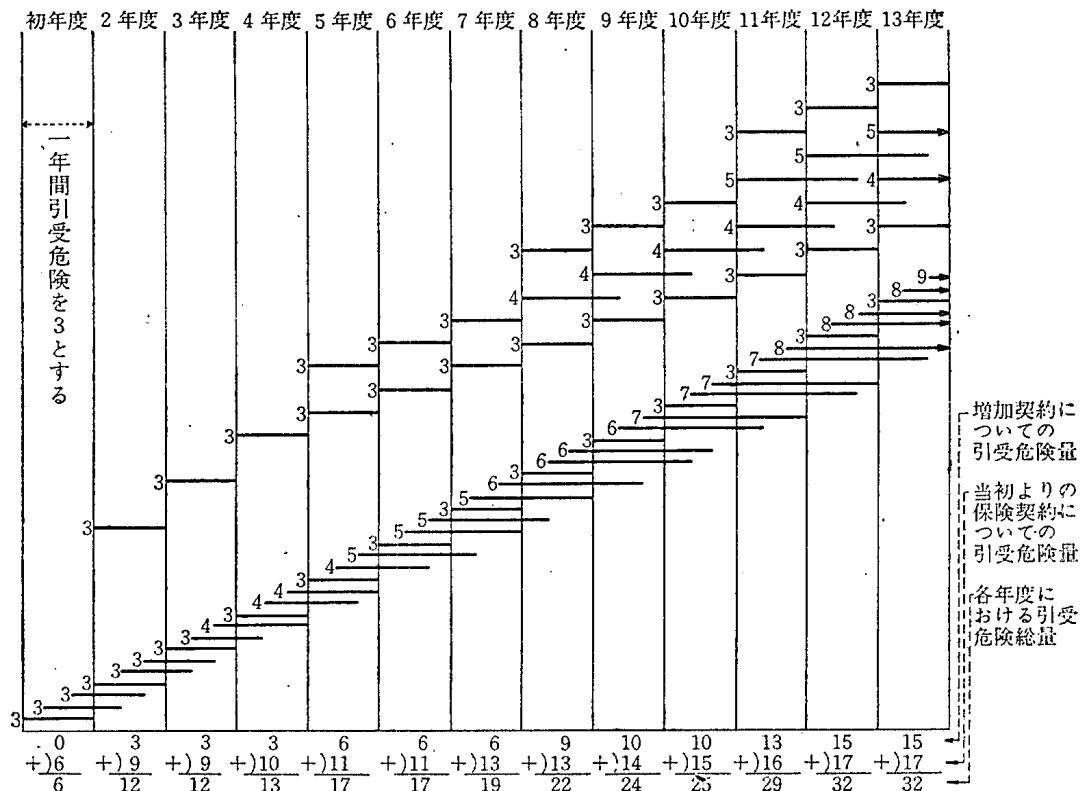
(注11) 個別保険料——ビジネス的——民営的——任意的——自助的——給付・反対給付均等的

平均保険料——政策的——公・国営的——強制的——社会保障的——收支相等的

ばならず、かくてこそまた増加する保険金支払に対応できることになる。

ところで本保証——保険を長期保険として仕組んだ場合、長期なるがゆえの危険の変動に対応できるために、保証料——保険料は必ず短期のそれよりも割高になる。ここでは契約者配当方式や満期に掛金を戻す貯蓄性加味の保険のアイデアが利用しうる〔補注20・21・22・23〕。

補注20 契約期間の長期化ならびに契約数の増加の傾向下における各年度別引受危険量



補注21 「満期に掛金が戻る各種の長期の保険と、それ以外の火災保険（普通火災保険や住宅総合保険など）の伸び方である。……問題はその增收率である。長期の保険以外の火災保険が8.7%（前年度は13.2%）であるのに対して、長期の保険は、342.6%（前年度135.9%）も增收している。このため、火災保険の総収入保険料の中で占る長期の保険の割合は、昨年度の6.9%から一挙に23.2%となつた。」「損害保険ニュース」（昭和45年6月15日）

補注22 生命保険が短期保険化しつつある傾向をも生じつつあるのに対し、損害保険においては長期保険化と総合保険化しつつある。そしてそれらはそれなりに収益を上げていて、有望なる保険種目と目せられている。別に農業協同組合の共済事業における事業種類の一つである建物更生共済では、責任期間満了にともなう経年減価も共済事故としているが、この方式なども本制度において参考としてよいであろう。

補注23 当初の保険設立資金量→100	100←当初の保険設立資金量
初期純保険料収入総量→100	300←その後の純保険料収入総量
初期引受危険総量→100	300←その後の引受危険総量
初期一危険当り本制度の保障力 → $\frac{200}{100} = 2$	$\frac{4}{3} = \frac{400}{300}$ ← その後の一危険当たり本制度の保障力

(当初のに対し、その後の方の保障力は低下している。)

この保障力の低下を是正するためには

1. 保険料の引き上げ
2. 会員、金融機関、国その他による出資の増強

(8) 危険選択問題

元受の審査、査定、危険選択等に金融機関等の圧力が加わって、不良の保証を受けさせられないように配慮することである。それには担保を取ることを活用して、一種の選択行為を行なうことである。また保証料格差化を実施し、優良協会の特別待遇制度を強化すればよい。免責歩合を検討することも考えられる。

(9) 付加保証料問題

インフレならびに人件費の高騰で経費率が上がり、経営上の負担加重問題が発生しているが、これの対応策としては、社会保険や簡易保険などのような事務費の国庫負担を、これらの保険と共に政策的目的を有する保険として要求することはできるであろう。しかし根本的には事業の活発化を図り、事業量増大の中にこの問題を解決しなければならない。また資金の高率運用化によって問題解決も可能であるが、事業活発化も、さらに資金の高率運用化こそ国営保険のもっとも困難とするところである。政策的保険、公・国営保険においては、資金還元の原則があって、これはほとんどの場合に高率運用と相反するものである。

(10) 経営不振協会の対策

地域的条件、操業条件等に起因する漁業形態の相違、過去の保険事故の累積等により一部協会が経営不振に陥る等、協会間に格差が生じているので、これらの不振協会に対する特別の指導および助成措置が求められる。これにはまず、格差指導を行ない、審査を強化し、良・不良協会の区別をつけて、まず優良協

会には無事故割戻しや資金の運用を積極的に任せる等の刺激的措置をもって、不良協会の努力を喚起する。他方不良協会に対しては、まず地方公共団体よりのテコ入れを要請し、優良協会とは別の意味で資金を有利な条件で貸付ける。
(注12)
 さらに抜本的には保証料の一部共通制なども考えられよう。これは社会保険としての医療保険制度抜本改正の問題につき手法として示されたことがある〔補注24・25〕。

補注24 経営不振協会につき対策としては、別に保証限度額の制限、弱体保険的割高な保険料率の設定等も考えられる。

補注25 そもそも再保険には元受保険者間の相互救済的性格が存し、それは再保険契約の組合契約説として示されたりしている。いわゆる運命協同体説とされるところのものであって、とくに本制度のごとく政策的色彩の強いものにあっては、経営不振・不良協会を優良・良協会が負担で、救済に努めることは正しい在り方である。

五

(11) 企業形態問題

本制度の合理化と活発化を図って一層の発展を期するために、企業形態を変更しようという主張は、しばしばなされ、また時として耳にするところである。いわゆる民営移管問題で、公社化案または保険協会案、特殊法人設立問題などがこれである。あるいは一切の、または広く漁業に関する保険を統合し、総合調整をしようとする考え方も生ずるであろう。かかる一連の思想を生み出す根拠は、すでに本制度が相当の年月を経て、ますますその発展は順調であったとされること、今後は保険の原理をより積極的に取り入れて、政策性に対して保険ならびに経営の視点を強化して、経済の高度成長につれて他のもろもろの制度が急速に向上したのに対応しようとするわけである。しかも他の保証保険で民間で実施されているものがないわけではなく、特殊法人設立も例外的な措置

(注12) たとえば本制度で全協会合計で必要とされる保証料の3分の1を算出し、それを全保証契約件数で平均する。これに個別の危険に対応する保証料を、必要とされる保証料の3分の2につき各協会で算出し、かくて算出された両者を合計して、具体的に保証料を定める。

(注13) 「医療保険制度改革試案」(厚生省保険局、昭和42年11月17日)。

とは必ずしもならないという主張もあるわけである。終戦以来の漁業の立ち直りが本制度の保険事業的→保険企業的在り方を可能とするといわれている。可能というだけでなく民保方式の方がより合理的な発展をするとするのである。

従来の方式で本制度が行き詰ったから民営にするという消極的姿勢からではなくて、事業の拡大化を達成するための積極的要望であると解すべきであろう。従って国が民営移管を契機に手を引くということよりは、国が今よりもさらに積極的に協力し、後見してくれれば民営が可能になり、そうなれば経営の弾力化と機動性が達成せられて、本制度が強化・拡充するとする。そうしてかくてこそ、本制度の他面であり本目的である漁業振興と漁民救済がより実現されるとする。

国¹の協力・後見強化→民営移管→保険性とビジネス性の強化→制度の合理化・

機動化による発展→政策性の強化・拡充

国²の特別会計→必要最小限→制度的停滞と事業能率の低下→現代漁業と漁民の

要求との断絶→政策性の弱化・後退

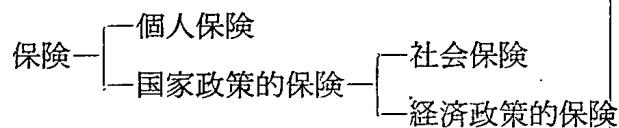
本制度の活躍の基礎をなす資金強化の要望からも民営移管論は主張せられる。すなわち出資強化〔補注26〕を求め、また資金の自主運営を可能とせんとする動きは、保険事業が経済的保障事業であるとともに金融的事業なるがゆえに、きわめて当然なるものといえる。その代り、資金の自主管理による高率運用が達成せられた時には、事務費の国庫負担ということは一切望むべくもないであって、この点は十分認識しておかなければならない。

補注26 出資金の意味をいかに解したらよいであろうか。それについて、1. 資本とみて、これに基づいて経営参加が考えられる。2. 基金とみて、たとえば保険における相互会社の基金制度と同じく解し、社員権を取得するとする。(株式会社—株金—経営参加—配当であるのに対し、相互会社—基金—経営不参加—利子となる。) 3. 保険でいういわゆる自己負担部分と考える。4. 担保とみる。

保険における安全性の重視は基本的性格にして命題である。これは営利保険、民営保険はもとより、社会保険そして一切の政策的保険〔補注27〕を含めて、およそ一率に確保しておかなければならない要素である。ところで安全性は、保険の原理なかんずく給付・反対給付均等の原理に忠実であることより達せら

れ、さらに保険経営の原理とも解しうる収支相等の原理に基づいて実現されるものである。そして保険経営はその資金が強化され、事業範囲が拡大して契約数が増加すること、ひいては保険料が增收されることによって、安全性が確保できるのである。保険は、不斷の発展過程、契約増加傾向と資金増大傾向——増加と増大に注意——のうちにのみ安定的でありうる。

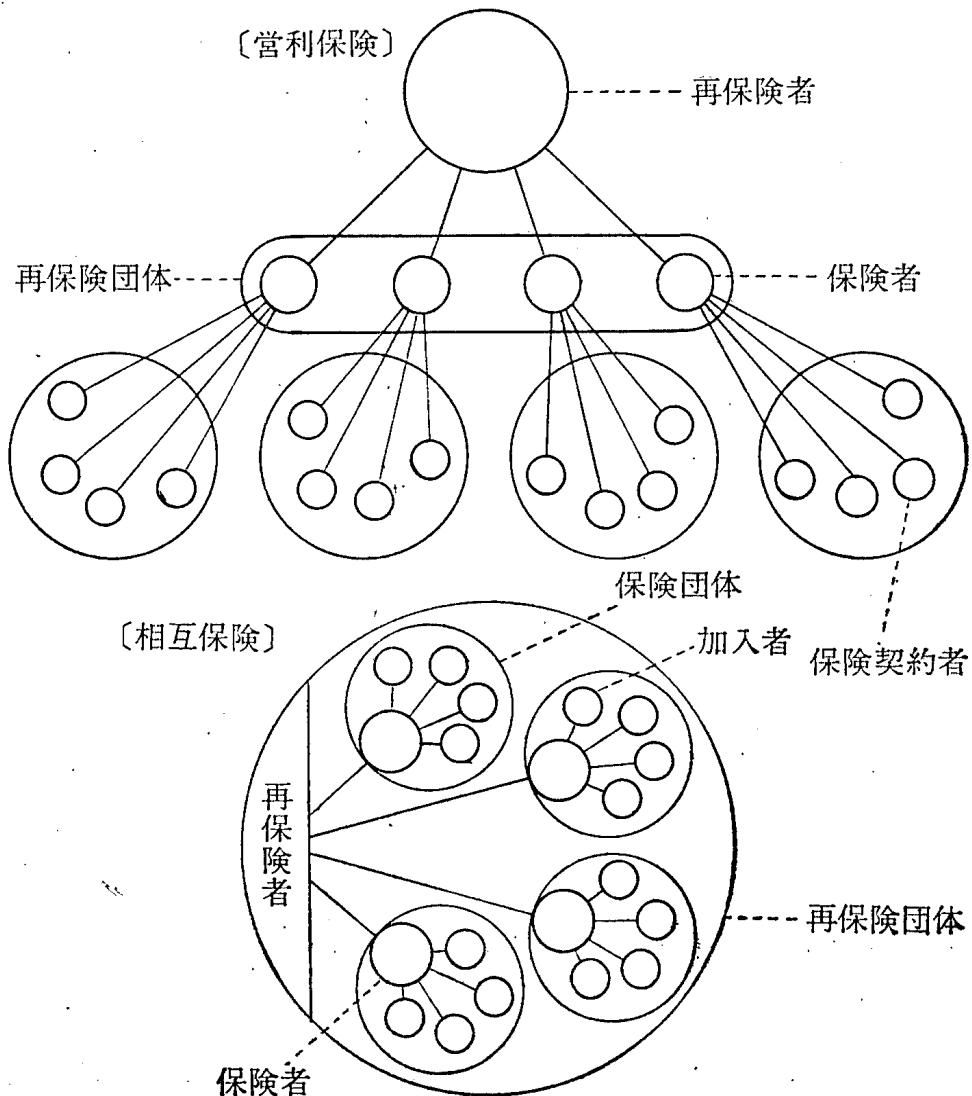
補注27 国家政策の手段として創設されるかどうかによって、保険は次のごとくに分類される。



本制度の民営移管については、本保険を相互保険〔補注28〕としてまず仕組

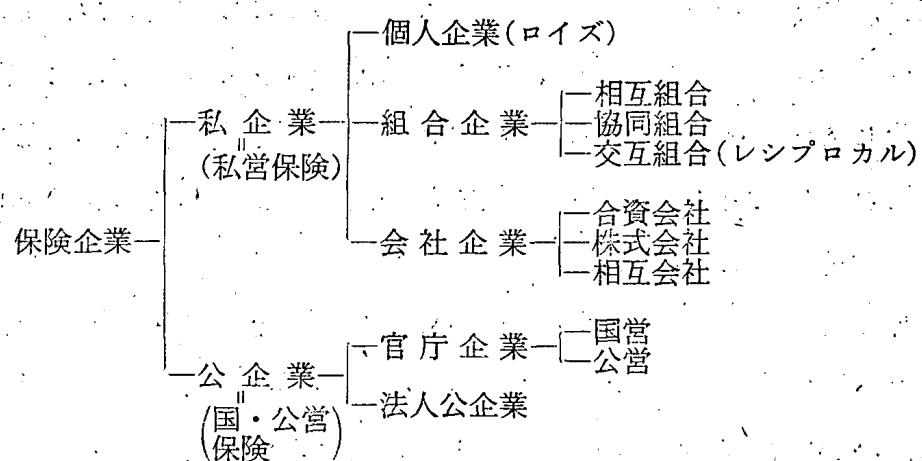
補注28

保険関係組織図



まなければなるまい。ただ営利保険と相互保険の区別は、現今漸次解消して、とくにその保険技術についてはなんら相違するところはなくなってきた。また本制度を一気に民営のものとするよりは、保険協会なる組織を中心特別の団体として作り、これが成熟をまってあらためて公社化に進む案が考えられもある〔補注29〕。この保険協会の組織は、協会や農中を会員とする特殊法人となるわけである。現在国が行なっている保険業務と協会に対する指導監督をかかる半官半民事業団に移すことにより、自主的に保険業務を管理運営させ、さらに自主的に統制制御させていくとともに、^(注14)民営的要素に基づく競争原理の導入を図らんとするものである。

補注29



法人企業=公法上の法人=公法人は私法人に対する観念にして公共団体ともいいう。一般には公共組合、公団、金庫、公庫、公共企業体、公社、法人形式の委員会等。公社とは、国家的事業経営のための特殊の企業形態の一つ、日本専売公社、連合国軍人等住宅公社、特別鉱害復旧公社等々。

(注14) 保険審議会答申「今後の保険行政のあり方について——とくに自由化に対応して——」(昭和44年5月13日)において「経営の効率化を促進する最も有力な手段は競争」。そこでは損害保険事業について、内部蓄積の増加と担保力の強化を大いに必要と主張している。

ここに至って問題は、保険の公・国営と民営のいずれがより本制度の今後の発展に妥当であるかの判断を要する時点に到達した。ただ原則としては社会保険を別して大方の保険は民営をもって良しとされ、また実績上からいってもこのことは立証される。発足当初に政策性が強く、かつまた諸般の事情から公・国営の保険であっても、後日民営形態に移行し、また民営の保険と技術ならびに運営においてなんら変わらない実態を呈している場合がきわめて多い。逆に政策的保険にして、すでに発足時点において民営形態をとり、国家が別途の配慮をもってその希望する政策的目的の遂行と管理統制ならびに監督を実施するのが最近の傾向である。保険国営論は、きわめて遠き時代から主張され、また先進諸国で実現の運びをみた例も多々あるが、結局は保険の経営・運営に関しては民営において一日の長があるというの定説になっている。民営においては、事業の活発化、多数契約の獲得、制度の合理的ならびに機動的運用、危険選択の厳正化、危険の級別の精密化等々、つまり付加保険料の引き下げと純保険料の正確化、そして多数契約の獲得と集積による事業の拡大と発展を通じての制度的安定、これらはことごとくその提供する保険の効用としての経済的保障の良質化と普及を意味するものである。

これらに加えて、資金運用の面が考えられる。原則として保険の発達は保険企業に膨大な蓄積資金をもたらす。これの高率運用かそうでないかは、保険企業の経営に、ひいては保険そのものの在り方に大なる影響を及ぼすものである。そしてこの保険資金の自主的管理・運用こそ高率運用と還元運用を可能ならしめるものであり、すなわち民営がここにおいても是とせられる所以である。

本制度の民営移管は、多くの検討を要する問題を蔵しているとはいえ、保険性の推進を通じて制度の合理化と効率化を達成し、その経営の弾力性と機動性を促進して、本制度自体の体質を強化し、発展に導くに十分の効果ありとせられるであろう。そのための理論的コースは次のとくに考えうるところである〔補注30〕。

公・国営再保険→(保険プール)→保険協会→保険公社→民営〔補注31・32〕。

補注30 米谷隆三稿「保険制度——保険及び保険事業の法社会学的取扱——」(東京海上

火災保険企画室編集「損害保険実務講座 第1巻 損害保険総論」、昭和29年4月、有斐閣) 380頁「国家的制度に担われたる保険は、……官僚的非能率的であり、時に、逆選択を醸し易く、また政略的強権的影響を受ける機会があるとされよう。」383頁「一般的には、再保険を通じて、危険が統合化されること自体が、却って保険国営を否定するに至った。」

なお保険国営については、末高信著「保険国営論」(昭和17年6月、有光社)、末高信著「保険国営の研究」(昭和13年2月、千倉書房)を参照のこと。

補注31 「保険プールは、本質的には、危険の完全な融合と、相互的割当とによって構成される一つの利害ないし運命協同体である。」(編集代表 大林良一・水沢謙三「保険辞典」548頁(昭和37年4月、有斐閣))。

佐波宣平著「再保険の発展」(昭和26年6月 4版発行、有斐閣) 133~134頁「保険プールが保険国営に対する防止手段として取り上げられたる場合」として実例が続く頁に示されている。

補注32 「他人のためにする損害保険契約は、他人の利益の保険であり、したがって、自己の利益について保険に付したもの(たとえば責任保険)でない以上は、被保険者に対する損害賠償義務を生じ、しかして保険者によって求償される場合もありうるわけである。このことは保証保険についても例外ではないと考える。……

保証事業において、問題となるのは、保険者(保証人)自らが代位権の行使のためを計って予め担保を設定しておくことができるか否かということである。予め担保を設定せしめておくことは、債務者にとって、妙味を失なわしめるおそれがあるという実質的配慮があるとしても、法律的にこれを否定すべき理由はないと考える。」(石田満稿「保証保険について」106頁(損害保険事業研究所「損害保険研究」第32巻 第1号、1970年2月))